

令和7年 第8回 新富町農業委員会会議録

(令和7年8月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和7年 第8回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和7年8月28日(木)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和7年 8月28日 午後		2時00分		議長	
	閉会 令和7年 8月28日 午後		2時30分		議長	
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	×	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	×	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	×
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	8番 鬼塚真理子 委員		9番 長友 保 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第3条に係る買受適格証明について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について（即売り案件）
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について（一時貸付案件）
- (6) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (7) 「新富町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第34号 農地法第3条に係る買受適格証明について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第36号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について（即売り案件）

議案第37号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について（一時貸付案件）

議案第38号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第39号 「新富町農地移動適正化あっせん基準」の見直しについて

議長 　ただ今から、令和7年第8回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員6名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　7月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 　（報告事項を報告）

議長 　この件について質問等はないですか。

議長 　質問等もないようですので、この件については終わります。

議長 　日程第1　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、8番　鬼塚真理子委員、9番　長友　保委員を指名いたします。

議長 　日程第2　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 　それでは、さっそく議事に入りたいと思います。
日程第3　議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　その1とその2については、関連がありますので一括して現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　その1とその2についてご説明いたします。

この2件の案件は、農地交換による申請になります。その1の申請地の大字下富田字■■■■■、田 837 m²を新富町大字下富田■■■の■■■さんへ、その2の申請地の大字下富田字■■■■■、田 1110 m²を新富町大字下富田■■■のさんへ、2筆を交換する形での所有権移転を行うものです。兄弟間での無償贈与となります。今回、耕作の利便性向上を図るため交換を行いたいとのことです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、両筆とも水稲が作付けてあり、耕作可能な土地でした。説明は以上です。

議長 　ただ今、議案第33号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 　質問はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第33号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第33号については申請どおり承認されました。

議長 　次に、議案第34号「農地法第3条に係る買受適格証明について」を議題といたします。

議長 　その1について事務局に説明を求めます。

事務局 　その1についてご説明いたします。

この申請は、宮崎地方裁判所が公売する土地の入札参加資格証明のため申請されたものです。申請人は認定農家の「合同会社■■■■」の代表をされている■■■■さんです。公売対象の農地は大字上富田字、■■■■、田の1,694 m²と上富田字■■■■、田の1,905 m²の2筆です。落札後は水稲・小麦を作付け予定とのことです。申請者は法人で36haの経営面積で営農しておりますので、農地法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。なお、総会での承認後の手続きですが、入札者

が買受適格証明書を持って公売に入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で3条許可を行い、後日総会で報告するという流れになっております。説明は以上です。

議長 　ただ今、議案第34号について説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

議長 　質問等はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第34号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第34号については申請どおり承認されました。

議長 　次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　それでは、その1とその2については関連がありますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 　その1とその2についてご説明いたします。

その1及びその2についての譲渡人は山口県在住の■■■■さんです。場所については、(航空写真で説明)ともに今別府地区集会所から南東に150mほど進んだ土地になります。その1についてご説明いたしますので、現地調査資料の1ページ2ページをご覧ください。申請地は大字日置字■■■■■■■■で、譲受人は■■■■さん、■■■■さんで、登記、現況ともに畑の457㎡です。

次に、その2についてご説明いたしますので3ページ4ページをご覧ください。申請地は大字日置字■■■■■■■■、譲受人が■■■■さんで登記、現況ともに畑の362㎡です。1と2の申請内容は、共に一般個人住宅建設となります。また、1と2の共有進入路として■■■■の畑143㎡を併せて、それぞれが持分設定のうえ申請しております。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の準工業用地域

に指定されているため、第3種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の報告をお願いします。

議長 16番 出口幸一郎委員

出口 16番出口が現地調査の報告をいたします。現地は、宅地等が近所にあります。排水等も全く問題ないと思われます。以上です。

議長 ただ今、議案第35号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第35号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第35号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第36号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について（即売案件）」を議題といたします。

議長 それでは、その1の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6番 藤井貞敏委員

藤井 6番藤井が説明をさせていただきます。申請番号1の所在地は新田■■■■■■■■、現況地目は田で5,733㎡です。今回、経営規模拡大で買受申出者が株式会社■■■■■■■■です。10a当たり■万円という事で譲渡人の■■さんの承認を頂きまして、対価額が■■■■■■円という事で申請が終了しております。長友委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その2の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

3番 山口弘安 委員

山口 3番山口がその2について説明いたします。所在地が大字日置■■■■ほかに全7筆です。譲渡人が宮崎市柳丸町の■■■■さんで追分出身の方です。請人は公社ですけど、買受申出者は■■■■さんです。10aあたり■■■■円になっております。中山委員とのあっせんです。以上です。

議長 ただ今、議案第36号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。議案第36号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第36号については承認されました。

議長 次に、議案第37号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）ついて（一時貸付案件）」を議題といたします。

議長 それでは、その1について事務局の説明を求めます。

事務局 この案件は、農業振興公社の特例事業の一時貸付（4年10ヶ月）を利用した売買になります。譲受人は、法人で36haの経営面積で営農しています、認定農家の「合同会社■■■■」代表をされている■■■■さん、譲渡人は公益社団法人宮崎県農業振興公社です。所在地は大字新田字■■■■で田の1,028㎡ほかに全5筆の3,209㎡になります。対価額は■■■■円、経営規模拡大のための購入になります。こちらの購入が一時貸付の期間満了に伴うものとなっております。以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ないです。

議長 ただ今、議案第 37 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 37 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 37 号については承認されました。

議長 次に、議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第 38 号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものでございます。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 150 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 38 号について説明いたします。
農地中間管理事業の柳瀬地区、柳瀬西地区案件で、賃貸借が 86 件、使用貸借 64 件の計 150 件になります。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 38 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。

議案第 38 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 38 号については承認されました。

議長 次に、議案第 39 号「新富町農地移動適正化あっせん基準見直しについて」を議題といたします。

議長 議案の内容について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 39 号についてご説明いたします。現在、農業委員会にて農地保有の合理化のため、あっせん事業の基準を各農業委員会で定め、基準を基に農用地等の権利移動を行い、農業経営規模の拡大や農地の集団化を行っています。本来は、農林業センサスが行われるごとに見直しを行わなければなりません、長らく見直しを行っていませんでしたので、今回、農業経営基盤強化法の改正により、相対での売買は廃止され、中間管理機構を通じた売買になりましたことにより、基準の見直しを行うものです。

見直し点については、第 5 条あっせんの順位に基盤法の改正による「地域計画」の条文を入れております。また、旧第 7 条を見直しまして、他市町の例を参考に第 7 条から第 16 条に分かりやすく読みやすいように分割いたしました。内容については変わりません。また、別表の基準面積・経営方式一覧については直近の農林業センサス 2020 の数値を用いて修正をおこなっております。以上、説明といたします。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたがご意見等はないですか。

議長 それでは、意見もないようですので採決します。
議案第 39 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 39 号については承認されました。よって、県知事に認定の申請をすることといたします。

議長 以上で、令和7年8月28日開会の第8回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____